

防火安全技術再講習

受講案内

申請方法 → 原則電子申請となります。

東京防災救急協会「防火安全技術再講習」から申込みください。

<https://www.tokyo-bousai.or.jp>

※原則電子申請のため「受講申請書は送付しません」ので、ご了承ください。

【再講習受講特典】

最新の法令改正等の動向を把握できる

『防火安全セミナー』が動画視聴できます。

動画視聴料 無料

※セミナーについての詳細はP.4をご覧ください。

東京都知事登録講習機関



公益財団法人 **東京防災救急協会**

★ 電子申請の流れ（対面講習・オンライン講習）

防火安全技術再講習へアクセス ➡ <https://www.tokyo-bousai.or.jp>

メールアドレスの登録

申込情報（氏名等）の入力

受講手数料の支払いはクレジット決済（手数料はかかりません。）

申込完了（申込承認メールを受信）

対面講習の方 ➡ 受講票を印刷 ➡ 講習会場にて受講
オンライン講習の方 ➡ 視聴期間中に動画を視聴

★★ 郵送申請の流れ（対面講習のみ）

防火安全技術再講習へアクセス ➡ <https://www.tokyo-bousai.or.jp>

受講申請書、受講票を印刷

氏名、勤務先等必要事項を記入

受講手数料を振込む（振込手数料は受講者負担となります。）

受講申請書、受講票、写真2枚、振込明細のコピー、切手を貼った返信用封筒を郵送する。

受講票が返信される。

講習会場にて受講（受講票・手持ちの修了証を持参）

この「受講案内」は、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第63条の2第1項及び条例規則第22条第6項の規定に基づき、火災予防施行規程第13条第1項第3号に定められた講習のご案内です。

受講案内は、最後までよく読んで、記載されている内容に同意した上でお申込みください。申込みされた方は、本申請に記載されていたすべての事項に同意されたものとみなさせていただきます。

1 受講対象者

新規講習のいずれかの課程を最初に修了した日又は再講習を受講した日以後における最初の4月1日から5年以内（以下「有効期間」という。）の方、及び有効期間内の受講が困難であると認められ、その認められた延長期間内の方が対象です。

再講習の受講期限の改正等 火災予防施行規程の一部改正
火災予防施行規程第13条第1項第3号

2 講習日・会場

講習日、会場等については、「令和7年度 防火安全技術再講習実施予定表」のとおりです。

3 講習の種類・申請方法（電子申請できない方は郵送申請が可能です。）

講習の種類	申請方法	受講手数料支払方法
対面講習 (従前の集合講習)	(1) 電子申請	クレジット決済
	(2) 郵送申請	銀行振込（銀行窓口、ATM、ネット銀行等）
オンライン講習	(1) 電子申請	クレジット決済

(1) 電子申請

- ア 当協会ホームページ「防火安全技術再講習」から申し込んでください。
- イ 受講手数料の支払いは、クレジット決済のみとなります。手数料はかかりません。
- ウ 領収書の書面（手書き）による発行はいたしません。
マイページで領収書の印刷ができます。（宛名指定入力可、発行は1回に限る。）

(2) 郵送申請（対面講習のみ）

- ア 受講手数料の支払いは、銀行振込に限ります。（振込手数料は受講者負担となります。）
- イ 当協会ホームページより申請書を印刷（A4用紙2枚）して、必要事項を記入、修了証用の写真（2枚）、及び振込明細書等（コピー可）を貼付、返信用封筒（住所、氏名を明記の上、110円切手を貼る）を同封の上、郵送してください。（郵送先 ➡ 12 問合せ先（郵送先）参照）

ウ 第一希望日が満席の場合、第二希望日を指定させていただきます。

(第二希望日をオンライン講習にすることはできません。)

エ 領収書が必要な方は、講習会場にて申し出てください。

4 受講手数料 (教材費・消費税込み)、修了証の交付等

講習の種類	受講手数料	テキスト	修了証の交付
対面講習	11,000円	会場にて配布	会場にて交付 旧防火安全技術講習修了証と交換
オンライン講習	11,000円	ご自宅住所へ 郵送	※簡易書留 (460円) にて ・旧修了証 ・返信用封筒 (460円切手貼付) 上記2点を当協会へ送付 (合計920円)

※ 防火安全技術講習修了証には、個人情報 (写真、個人名、生年月日) が記載されています。
配達記録が確認できる郵送方法として簡易書留により送付していただきます。

5 受講手数料振込先 (対面講習希望の郵送申請者に限る。)

先方銀行： 三井住友銀行 東京営業部
口座種別： 普通口座
口座番号： 368383
口座名： <small>こうえきざいだんほうじん とうきょうぼうさいきゅうきゅうかい</small> 公益財団法人 東京防災救急協会

- (1) 再講習申請前にご入金ください。(振込手数料は受講者負担となります。)
- (2) 振込の際には必ず、ご依頼人欄に「受講する方の名前と修了証番号 (8桁)」を入力してください。(「-」ハイフンは不要)

6 対面講習

- (1) 原則電子申請ですが、郵送申請も可能です。
- (2) 指定する講習会場へ集合し、受講していただきます。
- (3) 講習会場は空調や換気により、着席場所によっては温度差がありますので、着衣等で調整してください。
- (4) 講義終了後、講習会場にて修了証を交付します。旧修了証との交換になりますので忘れずに持ってきてください。
- (5) 申請完了後の既納の受講手数料は、理由の如何を問わず返金いたしませんので、ご了承願います。

講習科目及び時間割（一部変更の可能性あります。）

時 間	再 講 習 科 目 等
8時30分～ 9時05分	受 付
9時05分～ 9時10分	オリエンテーション
9時10分～12時50分	防火安全技術講習制度 防火安全技術者の実務 優良防火対象物認定表示制度 法令等の改正概要（防火避難関係）
12時50分～13時45分	昼 休 み
13時45分～15時15分	法令等の改正概要 （火気電気関係、消防設備関係）
15時15分～15時25分	休 憩
15時25分～16時25分	火災事故事例 防火安全上留意すべき事項

7 オンライン講習

- (1) 電子申請のみの申込みとなります。
- (2) 当協会のホームページで動画が視聴可能かの動作確認を行ってください。問題なく視聴できることをご確認の上、お申込みください。
- (3) 申請完了後の既納の受講手数料は、理由の如何を問わず返金いたしません。また、受講期間内に視聴が終了できなかった場合の返金もできませんので、ご了承ください。
- (4) テキストは、受付期間終了後、概ね2週間で申請されたご自宅宛に送付します。
- (5) 動画視聴期間は15日間、講義は6時間です。
- (6) 新修了証の交付は、旧修了証と引換えになります。受講終了後、旧修了証と返信用の封筒（住所、氏名を明記の上、簡易書留代金460円切手を貼ったもの）を同封し、簡易書留にて郵送してください。（郵送先 ➡ 12 問合せ先（郵送先）参照）

再 講 習 科 目	講義時間	視 聴 に つ い て
第1章・第2章・第3章 防火安全技術講習制度等	90分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動画視聴期間中24時間いつでも視聴可能。 ・ 一時停止した位置から再開可能。 ・ 途中まで視聴し停止、翌日に再度続きからの視聴可能。 ・ 期間内に必ず最後まで視聴を終えること。
第4章 法令等の改正概要① 防火避難課程	120分	
第4章 法令等の改正概要② 火気電気課程・消防設備課程	90分	
第5章・第6章・第7章 火災・事故事例等	60分	

8 修了証の失効

有効期限が終了する日（有効期限の延長が認められた場合にあっては、当該期間の末日）までに再講習を受講しなかった場合は、火災予防施行規程第13条第1項第3号ハに基づき、第一種及び第二種防火安全技術講習修了証は失効します。

9 再講習受講期限の延長

次に掲げる事情により、再講習受講期限の延長を必要とする方は、修了証の有効期限日までに東京都知事登録講習機関の公益財団法人 東京防災救急協会（以下「当協会」という。）に対して、再講習受講期限の延長申請（別記様式第4号）を行ってください。審査の結果により受講期間の延長が原則として1年間延長されます。

受講期限の延長事由は下記の①～⑥となります。

- ①海外旅行をしていること。
- ②災害を受けていること。
- ③病気にかかり、又は負傷していること。
- ④法令の規程により身体の自由を拘束されていること。
- ⑤社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていること。
- ⑥前各号に掲げるもののほか、当協会がやむを得ないと認める事情があること。

再講習受講期限延長申請書（別記様式第4号）は、当協会のホームページ <https://www.tokyo-bousai.or.jp> からダウンロードし、印刷することができます。

期限の延長を申請する場合は、再講習受講期限延長申請書と返信用封筒（住所、氏名を明記の上、110円切手を貼る）を同封し、郵送してください。（郵送先 ➡ 12 問合せ先（郵送先）参照）

10 再講習受講特典（フォローアップサービスの提供）

東京消防庁と当協会が共同開催する『防火安全セミナー』の動画視聴ができます。

（動画視聴開始時期は令和7年10月以降です。）

動画視聴については、再講習修了後にお知らせします。

11 その他

当協会のホームページから申請書が印刷できない方は、「防火安全技術再講習申請用紙希望」と明記したメモと、返信用封筒（住所、氏名を明記の上、110円分の切手を貼ったもの）を同封し、「東京防災救急協会 講習事業部 講習第二課 防火安全技術再講習担当宛」に郵送してください。封筒が到着後、申請用紙を送付いたします。

12 問合せ先（郵送先）

〒102-0083

東京都千代田区麹町1-12 東京消防庁麹町合同庁舎4階

公益財団法人 東京防災救急協会 講習事業部 講習第二課 防火安全技術再講習担当

電話 03-3556-3702（9:00～16:00 土・日・祝日を除く）

FAX 050-3737-3719

ホームページ <https://www.tokyo-bousai.or.jp>

受講案内・再講習受講申請書・再講習受講期限延長申請書が印刷できます。

個人情報の取扱い

公益財団法人東京防災救急協会（以下「当協会」という。）は、防火安全技術講習の実施と修了証作成業務を行っております。

当協会は、東京都知事登録講習機関として個人情報を取り扱っておりますので、個人情報の重要性を十分認識し、その保護の徹底を図るとともに個人情報の保護に関する法令及びその他の関連する規範を遵守し、収集した個人情報は、正確、かつ、安全に取り扱います。

〔当協会の個人情報の内容と利用目的〕

1 個人情報の内容

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先名、勤務先所在地、顔写真、修了証番号等です。

2 利用目的

利用は、本人確認、本人への通知及び連絡、修了証作成、修了証交付状況に係る事項等の当協会の業務範囲内で行います。

東京都知事登録講習機関

公益財団法人 東京防災救急協会

<https://www.tokyo-bousai.or.jp>

